

# 日医工MPS行政情報

[http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps\\_m.html](http://www.nichiiko.co.jp/mps/mps_m.html)

## 個別指導における指摘事項 「保険薬局」 関東信越厚生局 平成23年2月

資料作成：日医工株式会社営業情報部（MPS事務局）



本資料は、関東信越厚生局のホームページに掲載された情報をもとに、日医工MPSが転載編集したものです。当該ホームページには医科と歯科も掲載しています。

資料No.230310-221



日医工株式会社

<http://www.nichiiko.co.jp>

## 平成21年度に実施した個別指導において保険薬局に改善を求めた主な指摘事項（関東信越厚生局 平成23年2月）

[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken\\_kikan/hoken\\_shiteki.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/hoken_shiteki.html)

### ホームページへの掲載にあたり（関東信越厚生局ホームページより）

関東信越厚生局では、医療保険制度の健全な運営のため、国民のみなさまに対する良質な保険診療等の提供が行われるよう、保険診療の質的向上及び適正化のために保険医療機関等への指導・監査等の行政指導を行っているところです。

当局では、厚生労働省の組織目標である「国民のみなさまに必要な医療を保障するための安定的・効率的で信頼される医療保険制度の構築」を受け、地域社会の身近な行政機関として、厚生労働省と地域社会の架け橋の役割を担うこととしております。

そして、時代の変化に即応した社会保障政策を行い、将来にわたって国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしを支えることを基本理念とし、政策を実施するにあたっては、地域社会のみなさまの声に耳を傾け、行政サービスの点検・見直しを行いその向上に務め、あわせて、行政情報を積極的に発信することとしております。

この取り組みとしまして、平成21年度に実施した保険医療機関等（医科・歯科・薬局）に対する個別指導の主な指摘事項をまとめ当局ホームページに、「個別指導において改善を求めた主な指摘事項」として掲載いたしました。

なお、この内容は、個別指導における指摘事項の中から、項目の分類や表記法などわかりやすさを優先して、主な指摘事項として編集したものですので、管内の保険医療機関の皆様におかれましては、これを参考に適正な保険診療、保険請求に努めていただきますようお願いいたします。

関東信越厚生局に掲載された案内文をそのまま転記しました。このホームページには調剤の他に、医科と歯科の個別指導の指摘事項も紹介されています。

## ( ) 調剤と調剤技術料の請求「処方せんの取扱いについて」

**処方せんに不備があるにもかかわらず、そのまま調剤しているもの**

経緯の明らかでない訂正

用法の記載がない

「医師の指示どおり」「用法口授」の記載

保険医署名欄の記名・押印に押印がない

処方せんの保険医の押印が異なっている

外用薬において、使用用量、使用時点、使用部位の記載がない

「以下余白」の下に処方を記載

塗りつぶし、重ね書き、鉛筆書き、修正液の使用、修正テープの使用

交付年月日の記載がない

日本工業規格(A列5番)以外の用紙

疑義照会が適切に行われていない処方せん(「調剤内容について」参照)

**処方せんの処方欄及び備考欄に不必要と思われるメモ書きが認められるもの**

## ( ) 調剤と調剤技術料の請求「処方せんの取扱いについて」

### 調剤済の処方せんに不適切なもの

調剤済の未記載

調剤済の印が不鮮明

医師への照会事項の記載が不十分

疑義照会の対応相手の確認が行われていない

薬局の所在地及び名称の記載がない

調剤した薬剤師の記名押印又は署名がない

調剤年月日の記載がない

疑義照会の内容を鉛筆で記載

塗りつぶし・重ね書きによる訂正

調剤した薬剤師の記名と異なる押印

使用期間を経過した処方せんに対する調剤

## ( ) 調剤録等の取扱いについて

### 薬剤服用歴の記録、管理について不適切なもの

指導の要点の記載がない

患者記録の記載が不十分(住所・緊急連絡先)

調剤年月日、調剤した薬剤師の氏名等の記載がない

処方内容に関する疑義照会の要点等の記載が不備

薬剤情報提供の記録が記載されていない

余白があるにもかかわらず、余白である旨の表示がない

鉛筆書き、重ね書き、枠外記載、塗りつぶし、修正液、修正テープ及び紙の上貼りによる  
修正

判読困難な例

患者情報の追加が行われていない

患者についてのすべての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保存・管理されていない

## ( ) 調剤録等の取扱いについて

### 薬剤服用歴の患者情報について不適切なもの

患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者情報の記載がない

定期的に患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の更新歴がない

薬剤によるアレルギーの情報提供を処方された時点に確認されていない

8項目(服薬状況、体調の変化、併用薬等、合併症(既往症)、他科受診、副作用、飲食物の摂取状況、後発医薬品の希望)の収集・記載がない

### 薬剤服用歴の患者指導について不適切なもの

患者の理解度などについて適切な注意を払った服薬指導を行っていない

患者に対して、同一もしくは類似した内容の指導が漫然と繰り返されている

同時に複数医師の処方を受けている患者の相互作用及び禁忌等のチェックが行われていない

該当する適応症の指導が行われていない

## ( ) 調剤録等の取扱いについて

### 薬剤服用歴に患者への情報提供について不適切なもの

- 「用法及び用量に関する使用上の注意」を情報提供していない
- 副作用を生じる可能性がある医薬品での用法を情報提供していない
- 頓服薬の留意事項の情報提供が不十分
- 重篤な副作用の情報提供が不十分
- 生活上弊害のある副作用の患者への情報提供が不十分
- 飲食物・嗜好品との相互作用に係る情報提供が不十分
- 薬剤の相互作用に係る情報提供が不十分
- 薬剤情報提供の内容(生活上での変化)にかかる指導が不十分
- 外用薬(複数の点眼液)の適用上の注意について情報提供が不十分

### 処方内容を変更又は訂正を行った経緯を処方せん、調剤録及び薬剤服用歴に記載していないもの

### 薬剤服用歴管理指導内容の記載において不適切なもの

- 指導内容の要点の記載が不備なもの

## ( ) 調剤録等の取扱いについて

### 在宅患者訪問薬剤管理指導料算定時において不適切なもの

- 要介護被保険者に対して実施している
- 施設(医師配属)内の患者に対し実施している
- 薬学的管理指導計画書を作成せず実施している

### 長期投薬情報提供料1について不適切なもの

- 同意文書がない
- 患者の求めに応じて行われていない

### 一包化薬の算定において、調剤録等へ一包化を行う理由の記載が不十分なもの

### 薬剤情報提供料の算定において、不適切なもの

- 手帳への記載が患者の求めに応じて適切に行われていない
- 患者が手帳を忘れた際に貼付するシールを患者に渡し算定している
- 薬剤情報提供文書において、複数の効能・効果を併記したままで患者の症状に応じたものになっていないもの、副作用の記載がないもの、相互作用の記載のないもの、すべて副作用を「発疹等がでたら医師または薬剤師にご相談ください」のみでまとめているもの

### 緊急安全性情報、医薬品医療機器等安全性情報を定期的に確認し、適切な服薬指導を行っていないもの



## ( ) 調剤内容について

### 疑義照会が適切に行われていないもの

薬学的に問題のある重複・多剤投与が疑われる薬剤の処方

投与期間に上限がある医薬品についてその上限を超えて投与が疑われる処方

薬事法による承認内容と異なる用量、異なる適応症への使用が疑われる処方

過量投与が疑われる処方

漫然と長期に渡り処方されている疑いのある処方

効果判定のある薬品を患者に確認せず漫然と長期に渡り処方されている疑いのある処方

疾病禁忌が疑われる薬剤の処方

併用療法の規定があるのに併用していない処方

併用禁忌が疑われる処方

倍量処方が疑われる処方

検査で使用することが明確な医薬品の処方(トリクロリールシロップ)

頓服薬で時間的、量的に一定の方針のある処方で内服薬として投与しても問題のない処方

### 医薬品・医療機器安全性情報に基づく指導を行っていないもの

## ( ) 調剤内容について

**先発医薬品と後発医薬品では適応症が異なるにもかかわらず、患者の症状等について処方医に確認していないもの**

**服薬指導が適切に行われていないもの**

生活指導(運動、食事療法)に関する指導のみで薬剤に関する指導をしていない  
医薬品で重篤な副作用のある情報および相互作用を提供していない  
副作用を患者に情報提供するときは副作用の初期症状をわかりやすく説明していない  
患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を収集せず、服薬指導を行っている

**薬の保存方法について指導した内容の記載がないもの**

**自家製剤加算の算定において、不適切なもの**

市販されている剤形・含量で対応できるものを算定  
製剤行為の結果、剤形が変化しないものを算定  
点眼薬(添付の粉末と溶解液つき)を溶解することで算定

## ( ) 調剤内容について

### 一包化薬の算定において、不適切なもの

自家製剤加算の算定を誤って一包化薬で算定

一包化薬に含まれる薬剤を内服薬調剤料と併せて算定

治療上に必要性が乏しいと思われる患者に対して算定

PTPシートのまま一包化している

すべての医薬服用品を一包化していない

服用時点の異なる2種以上の内服薬固形剤が処方されていないにもかかわらず一包化薬調剤料を算定

### 剤のまとめ方において、同じ薬剤の規格違いを別剤としているもの

### 嚥下困難用製剤加算において、不適切なもの

市販されている剤形・含量で対応できるものを算定

すべてを散剤に加工していない

嚥下困難障害者でない患者に算定

## ( ) 調剤内容について

### 麻薬管理指導加算の算定において、不適切なもの

定期的に電話等により残薬(服薬状況)確認、残薬の適切な取扱い方法(廃棄等)の指導をしていない

「疼痛の緩和状況」「副作用の有無」の確認が行われていない

### 計量混合調剤加算の算定において、不適切なもの

軟膏の予製剤の算定誤り

### 後発医薬品情報提供料の算定において、不適切なもの

後発医薬品情報提供料の2回目以降について、「新たな後発医薬品を選択した場合のみ算定」以外の場合に算定

## ( ) その他

電子薬歴簿への移行に関し、指導内容が入力されていないもの

## ( ) 事務的事項について

勤務保険薬剤師の異動届が提出されていないもの

領収証が交付されていないもの

局内掲示を適切に行っていないもの

届出事項の変更届(開局日、開局時間)を提出していないもの

調剤録と調剤報酬明細書の照合が不十分なもの